

# 配偶者と離婚・死別した後のビザはどうなるの？

日本在住を続けるために、知っておきたい知識です



## 2週間以内に入国管理局に行き、書類を出しましょう



「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格の人は、離婚したり、配偶者が亡くなったりすると自分の在留資格がどうなるのか、心配になりますね。

結婚してから今までの状況をふりかえってみましょう。もし条件があれば、今後も日本にいられるビザに変更することができます。

離婚したり、配偶者が亡くなった場合にすぐやるべきことがあります。2週間以内に、最寄りの入国管理局に行って離婚・死別についての届け出をしましょう。入管に用紙がおいてあります。

2012年に入管法が変わったのを知っていますか？ 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格の人は、配偶者と離婚・死別した場合、6か月以内に別の在留資格に変更しなければなりません。今までは、離婚・死別しても今持っているビザが切れるまでは日本にいられました。しかし、これからは6か月の間にどうするかを決めて、行動する必要があります。

なお時々誤解している人がいますが、すでに「永住者」になっている人は、離婚・死別してもとくにビザの変更はありません。「永住」のまま日本で暮らすことができます。また、永住の人が再婚した場合も、ビザは永住のままですので、心配はいりません。

もし離婚・死別した配偶者との間に日本国籍（あるいは永住者）の未成年の子がいて、あなたがその子の親権をもち、面倒をみているのなら、あなたは「定住者」というビザに変更できます。



## 変更申請する前に、生活費を自分で稼げるように準備を！



子どもがいない場合はどうでしょうか。もしあなたが結婚後3年間、配偶者と同居して生活しており、生活費を自分で稼ぐことができるなら（仕事先の在職証明書、1～2か月分の給与明細などが必要です）、やはり「定住者」の在留資格に変更するチャンスがあります。

結婚して3年たっていない場合はどうでしょうか。もしすでに新しく交際している相手（日本人か、永住・定住・就労などの在留資格を持っている人）がいて、再婚を希望している場合には、その人と再婚することをアピールして変更申請してみることもできるかもしれません。ただし、日本の法律では女性の場合は離婚後再婚するまでに6か月待たなければなりません。フィリピン女性の場合も、6か月で再婚の届を出すことができます。中国女性は医師の診断を受ければ離婚後すぐに再婚できるようです。

いずれにしても、離婚・死別後のビザ変更申請には、一定のリスクが伴います。一人で判断せず、行政書士や弁護士に相談してみてください。また、変更申請する前に、生活費を自分で稼げるように数か月かけて準備していくことも大事です。

解説 行政書士 藤林 美穂

## 富士見市にもあったイチゴ狩りができるところ！！ 知ってました？

埼玉県下では秩父のイチゴ狩りが知られていますが、気軽にとするにはちょっと遠いですね。そこで私たちが住む富士見市、ふじみ野市、三芳町近辺で捜しますと、ありましたよ。富士見市には2軒のイチゴ園が！！

◆苺の畑ふじみ 富士見市南畑新田385 ☎080-5861-4115

◆ふじみストロベリー富士見市勝瀬1083 ☎080-4125-0283

ともに観光農園ですのでイチゴ狩りと直売をやっています。期間は5月までです。

完熟イチゴがなくなった時点で休園になります。ほかほか春の日に散歩を兼ねて、家族で出かけてみてはいかがでしょうか。お出かけの時は電話で確認をしてください。



## 富士見市役所内のセンターでの「生活相談」、とても便利と評判です

富士見市市役所内に作られた、ふじみの国際交流センター(FICEC)の「生活相談コーナー」は、近くて便利、分り易いという声が聞かれて既に1年がたちました。FICEC 本部では相談するのにも遠いので不便との声にこたえてできました。まだ、このコーナーのあることを知らない方が多いようです。相談のある方へのご利用をぜひおすすめください。

**実施日は毎週水曜日、9時から12時までです。電話は 049-251-2711 です。**

## 「ふじみの国際交流センター」の Facebook を知っていますか？

新しいふじみの国際交流センター(FICEC)の活動発信基地となる「Facebook」を知っていますか。まだ日本語版だけです。理解できない方も多いと思います。少しでも日本語がお分かりになる方、ぜひ挑戦してみてください。ふじみの国際交流センターの毎日のさまざまな活動がすぐ画面で紹介され、FICEC の活動内容を理解いただけるものと思います。



「インフォメーションふじみの」の読者のみなさんもぜひ FICEC の Facebook にアクセスしていただき、「いいね」でご意見を書いて送ってください。お待ちしております。

## 3月6日の日本語教室では、毎年実施の「ひな祭り」をします。



FICEC の日本語教室では季節に合わせた行事も行っています。昨年末には「そば打ち体験」で、年越しに食べる蕎麦の作り方を学びました。

3月にはひな祭りを行います。ひな祭りは3月3日ですが、日本語教室開催日の3月6日に実施します。この日は勉強をしながら、日本語担当の先生からひな祭りの由来や行事などの話を聞き、軽食を楽しんでいただきます。

お金はかかりません。お友だちを連れて遊びに来てください。お雛さまも飾ってありますのでいっしょに写真を撮ると記念になりますよ。

[www.ficcc.jp/living/](http://www.ficcc.jp/living/)

● 6カ国版の生活がトを掲載しています